

2025 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 S A A F ホールディングス株式会社
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 松 場 清 志
(コード：1447、東証グロース)
問 合 せ 先 上 席 執 行 役 員 管 理 本 部 長 兼 C F O 野 間 崇
(電話番号：03 - 6770 - 9970)

取締役および監査役の報酬額改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役および監査役（以下「役員」といいます。）の報酬額の改定を決議し、本件に関する議案を 2025 年 6 月 24 日開催予定の第 7 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 報酬額改定の理由

当社は、2019 年 6 月 26 日開催の第 1 回定時株主総会において、取締役の報酬額は年額 50 百万円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人部分は含まない）、監査役の報酬額は年額 8 百万円以内とご承認いただき今日に至っております。

当社の役員は、当社グループの子会社の役員を兼任しております。当社は子会社の経営責任を明確にするため、役員の報酬は子会社からの報酬も併せた形で全体の報酬額を定めておりました。なお、取締役の報酬については、子会社取締役を兼任している場合には、当該子会社取締役の報酬額も含めた全体の報酬額を、社外取締役を議長とする報酬委員会に諮問しております。しかし、株主の皆様および投資家の皆様に対して有価証券報告書および事業報告で開示される役員報酬は当社の取締役のみの報酬額に限られるため、兼任する子会社取締役報酬も含めた当社役員のグループ全体で受領する報酬総額が明確でない状況が続いておりました。

今般、当社が進めているコーポレートガバナンスの強化、今後の報酬制度の見直しおよび経営体制の変更等を見据えて、当社の取締役が子会社の取締役を兼任する場合においては、兼任する子会社からは報酬を支給せず、当社取締役の報酬額を増額し、当社からの報酬に一本化することといたします。一本化することにより、株主の皆様および投資家の皆様に対して当社取締役が実際に受領している報酬額を明確に開示することといたします。また、監査役の報酬についても取締役に合わせて当社からの報酬へ一本化することといたします。

これに伴い、取締役の報酬額を年額 200 百万円以内（うち社外取締役は年額 30 百万円以内）、監査役の報酬額を年額 30 百万円以内と改定する議案を本定時株主総会に付議いたします。なお、取締役の報酬額には、従来とおり、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

なお、対象となる取締役の員数は、本定時株主総会において取締役選任議案が原案どおり承認可決されますと、7 名（うち社外取締役 3 名）となります。また、現在の監査役は 3 名であり、監査役の員数に変更はありません。

2. 報酬額改定の内容

(1) 取締役

現行の報酬額 : 年額50百万円以内

改定後の報酬額 : 年額200百万円以内（うち社外取締役は年額30百万円以内）

（注）使用人分給与は含まないものといたします。

(2) 監査役

現行の報酬額 : 年額8百万円以内

改定後の報酬額 : 年額30百万円以内

以上